

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東庄町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。</p> <p>①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。</p> <p>②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。</p> <p>③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。</p> <p>④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。</p> <p>⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。</p> <p>⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。</p> <p>⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。</p> <p>⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。</p> <p>⑨地域支援事業の実施又は利用料に関する事務を行っている。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 特別徴収ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 介護補足給付ファイル 6. 介護負担区分ファイル 7. 給付実績ファイル 8. 収納情報ファイル 9. 滞納情報ファイル 10. 口座情報ファイル 11. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・東庄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56-2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、119</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、51、55、55の2、59の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 93、94</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務課 庶務係</p> <p>千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131</p> <p>東庄町役場内</p> <p>0478-86-1111</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>健康福祉課 介護保険係</p> <p>千葉県香取郡東庄町石出2692番地4</p> <p>東庄町保健福祉総合センター内</p> <p>0478-80-3300</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ① 事務の名称	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	①～⑧	「⑨地域支援事業の実施又は利用料に関する事務を行っている。」を追加。	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 3.個人情報の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項を追加	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、106、109の項	根拠を「提供」と「照会」に分けて記載。番号法第19条第7号（提供の根拠）別表第二8.11.3 3.46.83.97.108.119の項を追加。番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、51、55、55の2、59の3を追加。（情報照会の根拠）番号法第19条第7号 別表第二93、94、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47を追加。	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	健康福祉課長 石毛 克身	健康福祉課長 海上 孝	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年2月27日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年2月27日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月12日	公表日	平成27年3月31日	平成30年6月12日	事後	
平成30年6月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	健康福祉課長 海上 孝	健康福祉課長	事後	
令和1年6月7日	公表日	平成30年6月12日	令和1年6月7日	事後	
令和1年6月7日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計算か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月7日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計算か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の追加	事後	
令和4年3月4日	公表日	令和1年6月7日	令和4年3月4日	事後	
令和4年3月4日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計算か	平成31年4月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年3月4日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計算か	平成31年4月1日	令和4年1月1日	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計算か	令和4年1月1日	令和6年3月1日	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計算か	令和4年1月1日	令和6年3月1日	事後	